

広島県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年七月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市本郷町善入寺字木船一〇八一番四地先から 三原市本郷町善入寺字正広山一〇五八九番四 三地先まで	新	旧	一四・〇〇 六九・〇〇	二〇四・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二〇六・四〇 メートル
			五・四〇 七・一〇	二〇〇・〇〇	
三原市本郷町善入寺字正広山一〇五八九番四 三地先から 三原市本郷町善入寺字正広山一〇五八九番四 三地先まで	新	旧	一四・〇〇 一三・六〇	一〇二・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一〇六・九〇 メートル
			一四・〇〇 七・一〇	二〇〇・〇〇	